公益財団法人高知県農業公社 (農地中間管理機構) 理事長 池上 隆章様

> 農地中間管理事業評価委員会 委員長 松島 貴則

令和4年度農地中間管理事業の実施状況の評価及び意見について

農地中間管理事業評価委員会規程第2条に規定する評価及び意見は別紙のとおりである。

今回の評価結果を基に、所期の目的達成のため今後とも一層の尽力をお願いする。

令和4年度 高知県における農地中間管理事業の課題

高知県農地中間管理事業評価委員長

1 農地中間管理事業評価の視点

高知県は急峻な山岳地形が大部分を占め、林野率が84%と全国で最も高く、平坦地に乏しい。この狭小な平坦部に人と産業が集中し、中山間地域はもちろん平坦地においても耕地の生産環境条件整備が立ち遅れており、農業経営体の経営耕地面積規模も全国と比較して小さい。

こうしたなか、高知県では冬季温暖多照という気象条件を活かした施設園芸を中心とする園芸農業により、土地生産性の高い農業展開してきたが、農業労働力問題(農業労働力の量的減少と質的弱体化)が深刻化し、特に中山間地域を中心として土地利用型農業の担い手不足が進み、耕作放棄地が拡大している。

このような高知県の特質は、農地中間管理事業により担い手への農地利用集積を進め、農業構造改善を図る上で大きな制約となり、高知県では農地中間管理事業等による担い手への農地利用集積面積割合として、国の目標である8割よりも低い6割を掲げている。この6割という数字をどのように考えるのか、言い換えれば分母とする農地をどのように捉えるのかが事業評価上大きな問題になってくる。

地域ごとの話し合いのなかで、どの範囲の農地を後世に地域資源として引き継いでいくのかを明確化したうえで、引き継いでいくべき農地の6割を担い手が耕作する農業構造を目指すというのであれば実現可能な目標設定と考えられる。他方、分母に生産環境条件整備が立ち遅れている中山間地域の棚田やテラス化されていない乗用機械体系が導入不可能な傾斜畑を含めて考えると、高齢化が急速に進むなかでの6割という数値目標は非常に高いハードルといえる。

そのため本評価委員会では、昨年度に引き続き数値目標・実績値にとらわれず、将来の地域農業構造改善につながる農地中間管理機構(以下、「機構」という)の活動の次の諸効果についても、幅広く事業評価の対象とする。

- ○事業を通した地域農業の担い手確保・育成への貢献
- ○事業を通した農地の基盤整備(生産環境条件改善)への貢献
- ○事業を通した地域における効率的な農地管理体制整備への貢献

2 令和4年度事業実施上の課題

平成26年から令和4年度までの事業成果(累計)は次の通りである。

借入面積 994.4ha、 3,400件

転貸面積 935.9ha、 1,604件

令和3年度の事業評価報告書には、令和4年度の活動に向けた留意点・課題 として次の意見を提起している。

(1)関係機関との連携強化

引き続き、市町村や県などの関係機関と連携し、事業制度の周知・浸透に努めながら、基盤整備事業等を契機として初期段階から事業管理に積極的に参画し、地域に入り込んだきめ細かな農地中間管理事業を推進する必要がある。

(2)「人・農地プラン(地域計画)」の法定化への対応

国による「人・農地など関連施策の見直し」による農業経営基盤強化促進 法関係法の改正が行われ、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン (地域計画)」が市町村の策定すべき計画として法定化された。これにより各 市町村は目指す農地利用の姿を「目標地図」として明確化し、その実現に向け た取り組みを推進していくことになる。改正法の施行は令和5年4月とされて おり、その運用について県、市町村、関係機関と綿密に連携しながら検討・協 議していく必要がある。

①農地中間管理事業による地域農地利用関係の再構築

機構事業についてみると、地域全体で農地の利用関係を再構築するため農地の貸借は機構を経由する方法を軸(統合一体化)とすることとなり、機構が果たす役割は益々重要となる。

②「地域計画」の策定困難地域における支援活動の強化

担い手不足や基盤整備の立ち遅れなどから、農地流動化が滞っている地域に おいても、「地域計画」策定の法定化によって将来の農地利用について地域農 業者が主体となって協議が行われることになる。

機構には、県や市町村、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、JA等の関係機関との役割分担の下で、広域的な農地の流動化や担い手確保の側面などからも、積極的にその役割を果たすことが期待される。